

# 総務委員会資料

## 平成28年第4回定例会提出予定議案の説明

### 諮問第1号

児童手当の不正受給に係る徴収金の督促に関する処分に係る審査請求について

資料1 児童手当の不正受給に係る徴収金の督促に関する処分に  
係る審査請求について

資料2 審査請求制度について

平成28年11月25日

総務企画局

## 児童手当の不正受給に係る徴収金の督促に関する処分に係る審査請求について

## 1 審査請求の概要

## (1) 当事者の表示

- ア 審査請求人 \*\*\*\* (元上下水道局職員)  
イ 審査庁 市長  
ウ 処分庁 上下水道事業管理者 (以下「管理者」という。)

## (2) 審査請求の対象

児童手当の不正受給に係る徴収金の督促に関する処分 (以下「督促に関する処分」という。)

## (3) 請求の趣旨

管理者が審査請求人に対して行った督促に関する処分を取り消す、又は懲戒免職処分取消請求事件 (以下「本件訴訟」という。) の判決が確定するまで督促に関する処分を保留するとの裁決を求める。

## 2 審査請求に至るまでの経過

- (1) 平成25年9月18日、審査請求人は、児童手当の受給に係る請求を行い、同年10月分から児童手当を受給し始めた。
- (2) 平成27年9月2日、平成26年2月分から同年9月分までの児童手当を不正に受給していたことが判明したことから、管理者は、児童手当の支給事由が平成26年1月16日に遡って消滅したとの内容の処分を審査請求人に対して行った。
- (3) 平成27年9月29日、管理者は、審査請求人に対し、児童手当の不正受給額の返還を請求した。
- (4) 平成27年11月19日、審査請求人が児童手当の不正受給額の返還に応じなかったことから、督促に関する処分を同人宛て行ったところ、当該処分に対し審査請求がなされたものである。

## 3 審査請求の対象となる処分

## (1) 処分の内容

平成26年2月分から同年9月分までの児童手当の不正受給額の返還を求める督促に関する処分

## (2) 督促の対象となる債権の額及び納期限

120,000円 (納期限:平成27年10月30日)

## (3) 督促に関する処分を行った日

平成27年11月19日

## (4) 督促に関する処分の指定期限

平成27年11月28日

## 4 審査請求人及び処分庁の主張

## (1) 審査請求人の主張

- ・審査請求人は、児童手当の不正受給を一切行っていない。
- ・本件訴訟の判決によって、はじめて督促に関する処分の正当性の有無が明らかになるから、それまでの間は督促に関する処分を取り消し、又は中止し、若しくは保留すべきである。

## (2) 処分庁の主張

- ・審査請求人は、虚偽の申立て等を行うことにより、児童手当を不正に受給した。
- ・督促に関する処分は、審査請求人に対して既に通知されているから、既に行われた督促に関する処分を「中止又は保留」する余地はない。
- ・訴えを提起したとしても、処分の効力は妨げられないとされている (行政事件訴訟法第25条第1項) ことから、審査請求人の本件訴訟の提起によって、督促に関する処分の効力は妨げられず、督促に関する処分を取り消すべき理由はない。

## 5 審査請求に対する処分庁の見解

審査請求人の主張には理由がないことが明らかなため、諮問第1号の審査請求は棄却されるべきである。

## 審査請求制度について

### 1 概要

審査請求とは、違法又は不当な処分について、その取消しを求めるため、処分庁の直近上級行政庁等（審査庁）に対して行われる不服申立てである。

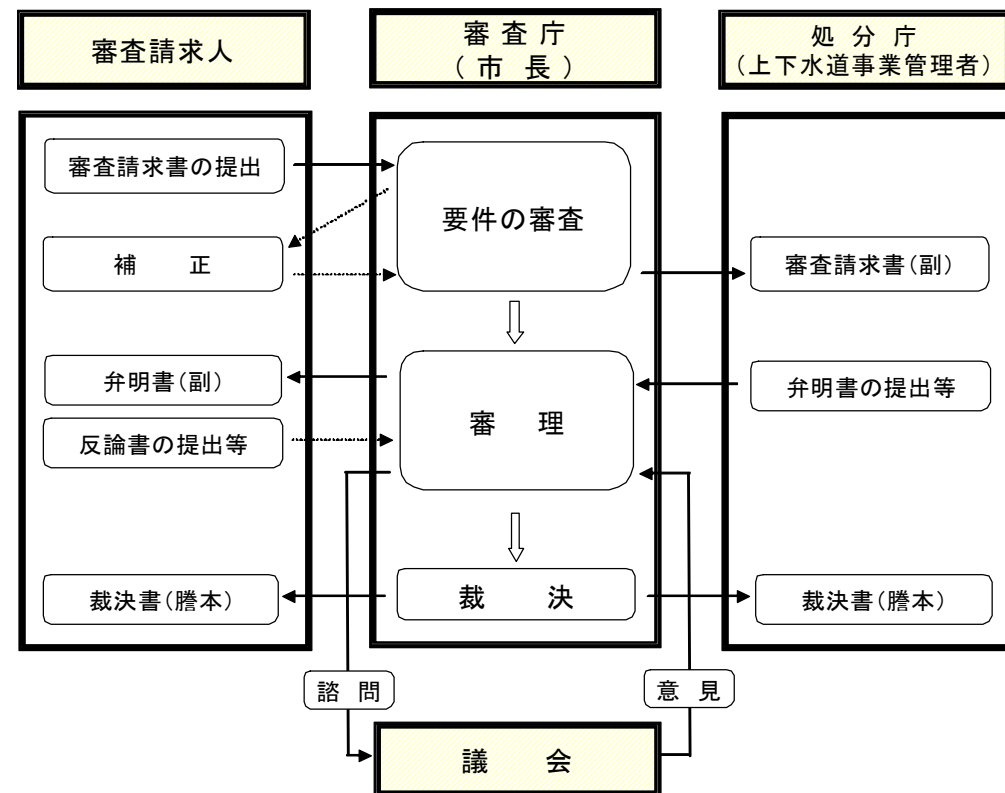
今回の審査の対象である児童手当の不正受給に係る徴収金の督促に関する処分については、審査庁として不服申立てに対する最終的な判断（裁決）を行うに当たり、議会への諮問をしなければならないという規定が地方自治法にあることから、議案として議会に諮問する案件となる。

### 2 対象

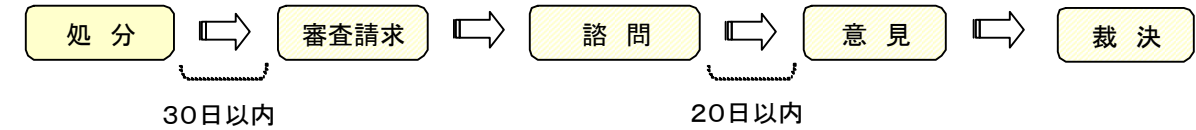
行政庁が行った行政処分が、審査請求の主な対象となる。

本件では、児童手当の不正受給に係る徴収金の督促に関する処分に対して審査請求がされている。

### 3 手続



### 4 期間



### 5 裁決の種類

裁決の種類として、次の3種類がある。どの裁決が相当かについて、議会から意見を徴する。

#### (1) 却下

審査請求が要件を充たしておらず、不適法な場合になされる。

#### (2) 棄却

処分が違法・不当であると認められず、審査請求に理由がない場合になされる。

#### (3) 認容

処分が違法・不当であると認められ、審査請求に理由がある場合になされ、審査庁は処分の全部又は一部の取消しができる。

### 6 審査請求と訴訟との関係

審査請求人は、裁決を経てなお処分又は裁決について不服がある場合は、原則として裁決があったことを知った日から6箇月を経過するまでは、取消訴訟を提起できる。

なお、審査請求に対する裁決を受けた後でなければ、処分について取消訴訟を提起することができない。ただし、審査請求を行ってから3箇月経過しても裁決がない等正当な理由があれば直接訴訟を提起できる。